

ひとり親家庭等の支援について(一部引用)

厚生労働省子ども家庭局・家庭福祉課・令和2年4月

母子家庭と父子家庭の現状

○母子のみにより構成される母子世帯数は 約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は 約8 万世帯(平成27 年国勢調査)

○母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯(平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計)

○児童扶養手当受給者数は94.1(概数值)万人(平成30年度末時点、福祉行政報告例)

○母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。

※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割

○離婚件数は約20万8千件(平成30年 人口動態統計(確定数))

従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万件で、全体の57.8 %となっている。

○離婚率(人口千対)は 1.68 平成 30 年 人口動態統計(確定数)。韓国2.1(2017年)、アメリカ2.9 2017年)、フランス1.9 2016年)、ドイツ1.9 2017年)、スウェーデン 2.4 2017 年)、イギリス1.8 2016年)より低く、イタリア1.5 2017年)よりは高い水準(OECD Family database)。

【就労の状況】(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

○母子家庭の81.8%、父子家庭の85.4%が就労

○就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%
就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は 68.2%、「パート・アルバイト等」は 6.4%

【収入の状況】(平成28年度全国ひとり親世帯 等 調査)

○母子家庭の母自身の平均年収は243万円(うち就労収入は200万円)

父子家庭の父自身の平均年収は420万円(うち就労収入は398万円)

○生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

母子家庭の就業状況

○母子家庭の81.8%が就業。「正規の職員・従業員」が44.2%、「パート・アルバイト等」が43.8%(「派遣社員」を含むと48.4%)と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。

○より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。

父子家庭の就業状況

○父子家庭の85.4%が就業。「正規の職員・従業員」が68.2%、「自営業」が18.2%、「パート・アルバイト等」が6.4%。

○父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。

母子家庭の現状(所得状況)

○母子世帯の総所得は年間270.1万円。「全世帯」の50%、「児童のいる世帯」の38%に留まる。(平成28年国民生活基礎調査)

○その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の33%に留まる。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

地域の支援スタッフ(学生・教員OB等)

<実施場所> 児童館、公民館、民家等学習支援食事の提供

<支援の内容(例)> 遊び等の諸活動調理実習 ※平成28年度から実施

○ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

○①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。

① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

② 学習習慣の定着等の学習支援

③ 食事の提供

○地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。

○食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。(食材費は、実費徴収可)

○支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

4. 母子生活支援施設の概要

○母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」(児童福祉法第38条)である。児童(18歳未満)及びその保護者(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子)が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

○母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほか集会・学習室等があり、母子支援員、保育士(保育所

に準ずる設備のある場合)、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。

○その他加算等

①小規模分園型(サテライト)母子生活支援 施設、② 特別生活指導費加算、③被虐待児受入加算

①入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について 地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進。

②障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であるため、母子支援員を加配。

③虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要なことから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数(入所後1年間)に応じて、職員の雇上や日常諸費等を支弁。

[施設数:226か所 定員:4,672世帯 現員(充足率):世帯 3,735世帯(80%)]

子育て短期支援事業の概要

○保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間(原則7日以内:必要に応じて延長可)子どもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

○子どもの保護者の疾病

○育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由

○出産、看護、事故など家庭養育上の事由

○冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由

○経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

○保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

○児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。

○近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。

○ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。